

高知市と START LANDS Inc. とのデジタル技術を活用した地方創生に関する包括連携協定

高知市（以下「甲」という。）と START LANDS Inc.（以下「乙」という。）とは、以下のとおり、包括連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、デジタル技術の進展により従来の社会・経済の在り方に大きな変容がもたらされ、また、新たな可能性が切り開かれつつある時代において、甲及び乙が相互に連携協力し、地域の豊かな自然や食、文化、観光資源等を、リアルとデジタルを組み合わせながら魅力的に発信するなど、新たな視点で地方創生を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) デジタル技術を活用した関係人口の創出に関する事
- (2) デジタル技術を活用した販路拡大に関する事
- (3) デジタル技術を活用したシティープロモーションに関する事
- (4) デジタル技術を活用したふるさと納税に関する事
- (5) その他、デジタル技術を活用した地方創生に関する事

2 甲及び乙は、本協定に基づき実施する取組を効果的に推進するため、定期的又は必要の都度協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、別途取り決めることができる。

3 甲は、本協定に基づき実施する取組について、乙と連携して幅広い周知・広報に努めるものとする。

4 乙は、本協定に基づき実施する取組の一部を、甲と事前に協議のうえ、乙の選定する法人又は個人（以下「関係会社等」という。）に実施させることができる。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めない。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の事前の承諾なく第三者(関係会社を除く)に開示又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から受領したときに既に公知となっていたもの、又は相手方から受領後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から受領したときに既に保有していたもの、又は相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (3) 法令により開示を求められたもの

2 甲及び乙は、本協定が第3条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年2月7日

甲 高知県高知市本町五丁目1番45号
高知市長
(署 名)

乙 unit 331,332,333 JEMCO Building Bernal Street,
Pasig City, Philippines
START LANDS Inc.
President
(署 名)